



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.11月号

発行/弁護士法人リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

法改正で自筆証書遺言の利用拡大?～自筆証書遺言の制度改正のポイント～

一. はじめに

国会において、民法中の相続に関する規定等を改正する法律案が可決され、成立しました。改正された項目は多岐にわたりますが、ここでは、遺言制度に関する、①自筆証書遺言の方式緩和、②自筆証書遺言の保管制度の創設についてお伝えします。

二. 自筆証書遺言の方式緩和 (①)

現行民法では、自筆証書によって遺言をする場合、遺言者自らが「全文」を自書しなければなりません(現行民法968条1項)。

代筆、パソコン等でタイプしたものを印刷した文書では有効になりません。そのため、預貯金の詳細な口座番号、不動産の所在地などを遺言者が手書きで記載しなければなりませんでした。

高齢者の方に手書き作成の負担は大きく、また、記載のミスも起こりやすい状態でした。

このような現行民法の問題の解消のため、改正法では、預貯金口座、不動産などの財産特定の「目録」については、自書の代わりに、目録の全頁に署名・押印することで要件をみたせるとしたのです。

例えば、不動産については登記事項証明書、預貯金口座については通帳のコピーを別紙添付し、全頁に署名・押印する方法で、遺言を作成することができるようになります。

改正法施行後の自筆証書遺言では、目録添付の形式の遺言が増えることが予想さ

れます。

三. 自筆証書遺言の保管制度の創設 (②)

自筆証書遺言は、ほとんどが遺言者の自宅の引き出しや金庫等で保管されています。そのため、近親者や相続人等によって、偽造・紛失・破棄・隠匿などが頻繁に発生していました。

当法人でも、遺言の破棄や自筆証書遺言の効力を争う事案などを扱っています。

今回の改正では、このような保管トラブルを減少させるため、法務局における遺言書の保管制度が設けられました。これは、法務局に一定の手数料を払い、自筆証書遺言の原本の保管及び画像情報が保存される制度です。

相続開始後、相続人・受遺者・遺言執行者は、法務局に対して、遺言書の閲覧や、遺言書の画像情報等の証明書の交付を請求することができます。

相続人等のいずれかの請求に対して、法務局からその他の相続人に対し遺言書を保管していることが通知され、遺言書の存在が明らかになります。

従来、自筆証書遺言では、相続開始後に家庭裁判所で「検認」と呼ばれる手続が必要でしたが、この手続は、相続人に通知の上で実施されるので、顔を合わせた相続人が検認の場で揉めることも少なくありませんでした。法務局の保管制度を用いた場合、検認手続の省略が可能となります。

四. 公正証書遺言のメリットはなくなるのか?

公正証書遺言の作成には、公証人への手

数料・立ち会いが必要といった負担があり、このような負担から公正証書遺言の作成に躊躇する方は多かったといえます。

改正法施行後は、自筆証書遺言が増えることが予想されます。

他方で、公正証書遺言は、公証人が遺言者の事理弁識能力を検討し、また、2名の証人が立ち会いもあり、本人の意思によるものであったかが訴訟などでも争われにくい形式です。

遺言作成に関わる専門家としては、民法改正をふまえ、これまで以上に自筆証書遺言と公正証書遺言の使い分けが必要となります。



【代表弁護士】
谷 靖介(たに やすゆき)

プロフィール

東京弁護士会所属。明治大学法学部法律学科卒業後、2002年(旧)司法試験合格。司法研修所57期。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、当時、実働弁護士ゼロワン地域(裁判所支部内の実働弁護士が0~1名地域)であった茨城県鹿嶋市に2005年赴任。開設翌年には年間500名以上の法律相談を担当する。2008年に公設事務所の任期を終え、弁護士法人を設立し、千葉県内・東京に複数の法律事務所を開設。中小企業法務を中心に弁護士として活動を行っている。セミナー講師担当やNHKなどメディア出演も多数あり。趣味は読書、旅行。

税理士向け勉強会のご案内 顧問先の信頼アップ! 労務にも強い税理士事務所へ!

税理士・事務所職員が知っておきたい労務管理の最新実務

【主な内容】 税理士事務所の顧問先である中小企業を想定し、労務管理実務のポイントや最新の助成金申請事例、ニーズが高まる勤怠管理システムのご紹介をします。また、問題社員や近年増加している労働トラブルについて、実務対応を中心にノウハウをお伝えします。

テーマ

- ①中小企業のための「働き方改革」の実務ポイント
- ②「働き方改革」で社会保険労務士が提案する勤怠管理システム
- ③助成金の活用方法
- ④多様化する現代型問題社員への対応
- ⑤もめない解雇・退職勧奨・残業代の発生予防と支払いの対策

開催概要

【日時】 11月20日(火) 15:30~17:30
【場所】 弁護士法人リーガルプラス 千葉事務所
【住所】 千葉市中央区富士見1-14-11常盤ビル7階

【講師】 協力社会保険労務士、弁護士法人リーガルプラス:谷 靖介弁護士

参加無料

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132

受付時間: 平日9:30~17:00 / 担当: 若本 (いわもと)

ご希望に沿ったテーマでのセミナーや勉強会への講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

判例から学ぶ労務管理の落とし穴と近時の法改正

千葉県経営者協会の労務法制委員会において、平成30年10月3日に、「判例から学ぶ労務管理の落とし穴と近時の法改正」と題して、主に、近時出された裁判例の内容を出発点として、パワハラ、残業代等についてお話ししました。

今回は、その内容をご紹介します。

Q どのような行為が、職場におけるパワハラに当たりますか。

今年の3月30日に厚労省から「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」の報告書が出されました。この報告書では、①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること、という3つの要素をいずれも満たす場合が、職場におけるパワハラに該当するとされました。

①は当該行為を受けた方が行為者に対して、抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることを意味します。部下による行為であったとしても、上記のような関係性がある場合等には①を満たします。

②は当該行為が明らかに業務上の必要性がない等が該当します。

③は当該行為を受けた方が身体的もしくは精神的に圧力を加えられ負担と感ずる場合や、就業する上で看過できない程度の支障が生じる場合等が該当します。

Q 仮眠時間や休憩時間等の実作業に従事していない時間帯が労働時間と評価されるのは、どんな場合ですか。

最高裁判平成12年3月9日判決では、労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、使用者の指揮命令下におかれていないものと評価できると判断されました。つまり、労働者が実作業に従事していない時間でも、労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働から離れることが保障され

ているとはいえ、労基法上の労働時間に当たります。

千葉地裁平成29年5月17日判決では、仮眠時間中も一定の場所から離れられず、寝巻に着替えて仮眠をとることもなく、仮眠時間中の緊急対応が一定の期間内に複数回ある等の事情の下では、実作業に従事していない仮眠時間でも労働時間に当たるとの結論が出されています（千葉地裁平成29年5月17日判決）。

Q 始業前の着替えや朝礼に要した時間が労働時間と評価されるのは、どんな場合ですか。

前記最高裁判決は、労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を社内において行うことを会社から義務付けられた場合等は、当該行為は、特段の事情のない限り、労働時間に当たると判断しました。

例えば、制服着用での勤務が不可欠とされ、朝礼にも制服着用での出席が義務付けられ、制服への更衣は必ず社内で行うとされていた等の事情の下では、始業時間前の着替えや朝礼に要した時間は、労働時間に当たるとの結論が出されています（千葉地裁平成29年5月17日判決）。



【市川法律事務所】
所属弁護士：宮沢 純一（みやざわ じゅんいち）

プロフィール

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録（茨城県弁護士会）。現在は千葉県弁護士会に所属し、主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行い、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

講演報告



当法人代表の谷が千葉県経営者協会労働法フォーラムにて「労働時間管理を巡る諸問題」について講演いたしました。

千葉県内の企業経営者、労務人事管理者や担当者の方を対象に、労働時間管理を巡る問題をテーマとして、働き方改革関連法案に関する新規の諸規制、実際の企業への運用改善や導入の進め方、長時間労働のリスクなど幅広い領域をお話させていただきました。参加者は千葉県内の企業の経営者、労務人事管理者や担当者で、お話を聞きながらメモをとられるなど、熱心に耳を傾けておられました。

編集後記

段々と冬が近づき、インフルエンザ流行の季節がやってきました。最近では9月頃から春先まで長期にわたって猛威をふるうインフルエンザウイルス。予防接種を受ける場合、ワクチン効果の発現と持続時間は、一般的には接種後2週間目頃から5カ月程度ということで、いつ受けるのかが悩ましいところです。また、厚労省より今年度のワクチンの製造量は供給が遅れた昨年度の使用量を上回る見通しと発表されている他方で、病院によっては昨年の経験をふまえ、事前予約制を導入するところも増えています。本格シーズン到来の前に、接種予定の方は早めに計画的に、そしてウイルスから身を守るために、うがい手洗いを日常生活の中で意識していきましょう。



※写真はイメージです。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

【東京弁護士会所属】

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30~18:00）

【東京法律事務所】
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】
TEL:0299-85-3350